

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 29 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

価格転嫁・取引適正化について（周知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」できるか、重要な局面を迎えております。

「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが重要です。

また、本年 1 月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」では、石破総理から、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、指示があったところであり、本年 5 月には「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 41 号）が成立しました。

これを受け、環境省においては、関係事業者団体に対し、別添のとおり「価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について」（令和 7 年 9 月 29 日付け環自総発第 2509291 号、環循資発第 2509291 号、環循適発第 2509291 号）及びそれに併せて環境大臣から「価格転嫁・取引適正化について」（以下、合わせて「関係事業者団体宛通知等」という。）を発出したしました。

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、環境省においては、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、昨年通知を行ったところです（「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和 6 年 9 月 30 日付け環循適発第 2409302 号）。以下「9 月 30 日付け通知」という。）。

物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するため、そして廃棄物処理事業を確実に実施し、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保するためにも、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要です。

貴部（局）におかれては、関係事業者団体宛通知等について御承知いただくとともに、9月30日付け通知等を踏まえ、引き続き一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための必要な措置の実施に努めていただくとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いします。

事務連絡別添

環自総発第 2509291 号
環循資発第 2509291 号
環循適発第 2509291 号
令和 7 年 9 月 29 日

関係事業者団体代表者 殿

環境省 自 然 環 境 局 総 務 課 長
(公 印 省 略)
環 境 再 生 ・ 資 源 循 環 局 資 源 循 環 課 長
(公 印 省 略)
環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について

平素より、動物愛護管理行政及び廃棄物行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが重要です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化にも繋がるものです。

また、本年 1 月に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」では、石破総理から、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、指示があったところであり、本年 5 月には「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 41 号）が成立しました。

これを受け、環境大臣から、環境省関係事業者団体の皆様へ、別添の「価格転嫁・取引適正化について」を本通知に併せて発出します。

貴団体におかれても、別添を貴会員企業等の皆様に広く周知いただきますよう、お願い申し上げます。

特に下記の点については、発注者の立場としてだけでなく、受注者の立場としても承知いただきたい内容も含まれますので、貴会員企業等の経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 下請法・下請振興法の改正内容に関する会員企業等への周知

令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、5月23日に公布された。今後、下請代金支払遅延等防止法（下請法）は中小受託取引適正化法（取適法）、下請中小企業振興法（下請振興法）は受託中小企業振興法（振興法）が通称となる。両法は、令和8年1月1日に施行されるため、改正内容について早期に理解を深めていただくことが重要である。ついては、別紙「下請法・下請振興法改正の内容について」に関して、会員企業等への周知を行うこと。今後、事業所管省庁や都道府県ごとの説明会が順次開催される予定であるところ、環境省関係事業者団体を対象とした説明会も開催予定であり、参加を検討いただきたい。

（中小受託取引適正化法のポイント）

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
- 対象取引において、手形払いを禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止
- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与

（受託中小企業振興法のポイント）

- 対象取引に、運送委託を追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与

2. 自主行動計画や取引適正化ガイドラインの策定、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定について、必要に応じて事業所管省庁と相談しながら、検討を行うこと。また、自主行動計画の策定の有無にかかわらず、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、取組の充実や改善を図ること。

3. 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討

企業への調査・ヒアリングを通じ、「近年の物価上昇を受けて、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費が上昇しているが、価格交渉において価格転嫁が認めてもらえない。」との声が多く寄せられている。

既に、エネルギー価格や労務費の転嫁については、重ねて周知をしているところであるが、それ以外にも、こうした間接的な経費についても、取引実態等に照らし、価格転嫁・交渉の対象とするかの検討を行うこと。

以上

環境省関係事業者団体の皆様へ

価格転嫁・取引適正化について

「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるために、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが重要です。

また、石破総理から、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、指示があり、本年5月には「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和7年法律第41号）が成立しました。

つきましては、環境行政を所管する立場から、以下の取組を改めてお願い申し上げます。

1. 下請法・下請振興法の改正内容に関する周知
2. 自主行動計画や取引適正化ガイドラインの策定、商慣習の見直し、パートナーシップ構築宣言
3. 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討

令和7年9月29日
環境大臣 浅尾 慶一郎

(別紙)

事業者の皆様

下請法・下請振興法改正の内容について

公正取引委員会

中小企業庁

令和7年7月18日

平素よりお世話になっております。

今般の通常国会におきまして、令和7年5月16日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和8年1月1日から施行されます。改正後は中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法と名称が変更となるとともに、新たな措置が講じられることとなります。

つきましては、法改正のポイントにつき、別添のパンフレットを御参照いただき、理解を深めていただければ幸いです。

なお、今後、事業所管省庁や都道府県ごとの説明会も開催していく予定ですので御参加いただければ幸いです。詳細については、決まり次第、公正取引委員会・中小企業庁ホームページでお知らせいたします。

● 中小受託取引適正化法ガイドブック ●

「下請法」は とりてきほう 「取適法」へ

～知っておきたい制度改革のポイント～



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



はじめに

令和7年5月23日に公布された、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(令和7年法律第41号)により、下請代金支払遅延等防止法(下請法)が改正されます。

法律の題名の変更のほか、適用対象、義務、禁止行為等様々な点の変更がなされており、本ガイドブックでは改正後の法律の概要を御紹介します。

※ 改正の概要及び新旧の条文等については、下記の公正取引委員会ウェブサイトをご参照ください。

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihhou.html



改正事項 【令和8年1月1日から施行・適用】

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法	→	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律※
下請代金	→	製造委託等代金
親事業者	→	委託事業者
下請事業者	→	中小受託事業者

※ 法律の略称については、「中小受託取引適正化法」又は「^{とりてきほう}取適法」となります。
本ガイドブックでは以下「取適法」として記載します。

適用対象の拡大

● 適用基準への「従業員基準」の追加

適用対象となる事業者の基準に、従来の資本金額等による基準に加えて、新たに従業員数による基準(3ページ参照)が追加されました。従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分が新設され、規制及び保護の対象が拡充されます。

● 対象取引への「特定運送委託」の追加

適用対象となる取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます(4ページ参照)。

禁止行為の追加

● 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

製造委託等代金の額に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な製造委託等代金の額の決定が禁止されます(19ページ参照)。

● 手形払等の禁止

製造委託等代金の支払手段について、手形払が禁止されます。また、その他の支払手段(電子記録債権や一括決済方式(ファクタリング等)など)についても、支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭を得ることが困難なものは禁止されます(15ページ参照)。

面的執行の強化

- 事業所管省庁において、取適法に基づく指導及び助言ができるようになったほか、中小受託事業者が違反事実を情報提供しやすい環境を確保するために、執行機関に申し出たことを理由に不利益な取扱いを禁止(報復措置の禁止)しており、この情報提供先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁に加え、事業所管省庁が追加されます。

その他

- 製造委託の対象物品として、金型以外の型等(木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品)が追加されます。
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による提供が認められます。
- 遅延利息の対象に、製造委託等代金の額を減じた場合(減額)が追加されます。
- 既に違反行為が行われていない場合でも再発防止措置等を勧告できるようにするなど勧告に係る規定が整備されます。

取適法の概要

1 目的(第1条) 中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

2 委託事業者、中小受託事業者の定義(第2条第1項～第9項)

(1) ●物品の製造委託・修理委託・特定運送委託

●情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超3億円以下	→	中小受託事業者	資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員300人超	→	中小受託事業者	常時使用する従業員300人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により追加!

(2) 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超5千万円以下	→	中小受託事業者	資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員100人超	→	中小受託事業者	常時使用する従業員100人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により追加!

3 委託事業者の義務(第3条、第4条、第6条、第7条)、 禁止事項(第5条第1項、第2項)、調査(第12条)、勧告(第10条)等

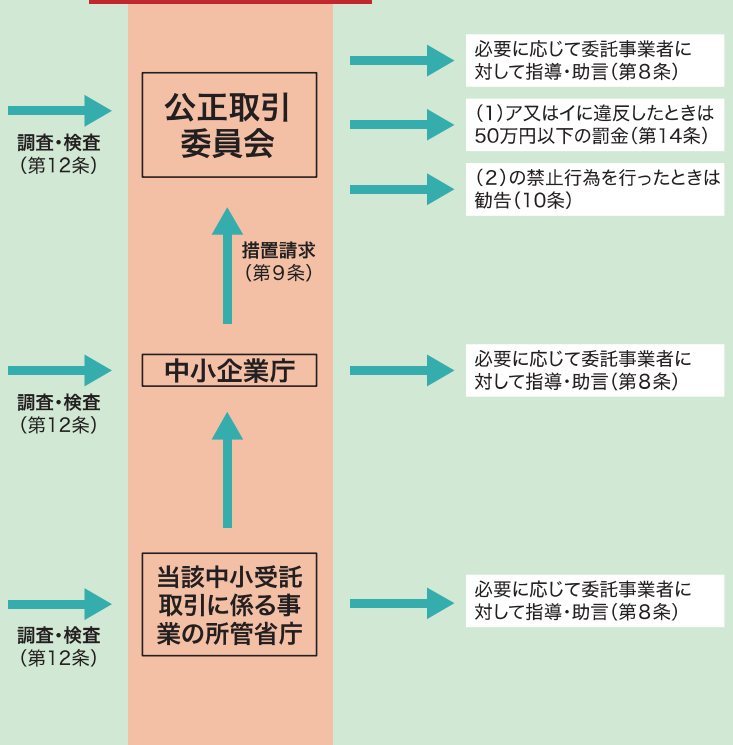
(1) 義務

- ア 中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等(第4条)
- イ 書類の作成・保存義務(第7条)
- ウ 製造委託等代金の支払期日を定める義務(第3条)
- エ 遅延利息の支払義務(第6条)

(2) 禁止事項

- ア 受領拒否の禁止(第5条第1項第1号)
- イ 製造委託等代金の支払遅延の禁止(第5条第1項第2号)
- ウ 製造委託等代金の減額の禁止(第5条第1項第3号)
- エ 返品の禁止(第5条第1項第4号)
- オ 買いたたきの禁止(第5条第1項第5号)
- カ 購入・利用強制の禁止(第5条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止(第5条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第5条第2項第1号)
- ケ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第5条第2項第2号)
- コ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(第5条第2項第3号)
- サ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止(第5条第2項第4号)

公正取引委員会、中小企業庁、
事業所管省庁の3者間で
「情報提供」(第13条)



取適法の適用対象

法律の対象取引(中小受託取引) = 取引の内容 + 資本金基準又は従業員基準

取適法は、適用対象となる中小受託取引の範囲を、①取引の内容と、②資本金※¹基準又は従業員※²基準から定めており、適用対象となる取引の発注者(委託事業者)が資本金基準又は従業員基準のどちらか1つでも満たす場合には、「優越的地位にある」として取り扱い、中小受託取引に係る委託事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしています。

※1 資本金の額又は出資の総額

※2 常時使用する従業員の数

取適法と特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法)との関係

取適法とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用することとされています。

取引の内容

取適法の適用対象となる取引は、その委託される内容によって条件が定められています。

「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」、「特定運送委託」と大きく5つの取引内容に大別されており、適用対象となる取引は多岐にわたります。

製造委託

物品を販売し、又は物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者委託することをいいます。

情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者委託する作業を委託することをいいます。情報成果物とは、次のものをいいます。

- ① プログラム(例:ゲームソフト、家電製品の制御プログラムなど)
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの(例:アニメーション、ラジオ番組など)
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの(例:設計図、商品・容器のデザイン、家電製品の取扱説明書の内容など)

役務提供委託

他者から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス(役務)の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、取適法の対象とはなりません。

特定運送委託

改正により追加!

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品(例:作成を請け負ったデザインに基づいて製造されたペットボトル)について、その取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託することをいいます。

① 製造委託

※ 資本金区分及び従業員区分は11ページ参照

製造委託には次の4つのタイプ(類型1～類型4)があります(→ 部分が中小受託取引です。)

製造委託【類型1】

改正により追加!

物品の販売を行っている事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者[※]に委託する場合。



- 例**
- ・自動車メーカーが、自動車の部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
 - ・大規模小売業者(百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業者等)が、自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者に委託する場合。

製造委託【類型2】

改正により追加!

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者[※]に委託する場合。



- 例**
- ・精密機械メーカーが、受注生産する精密機械に用いる部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

製造委託【類型3】

物品の修理を行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者[※]に委託する場合。

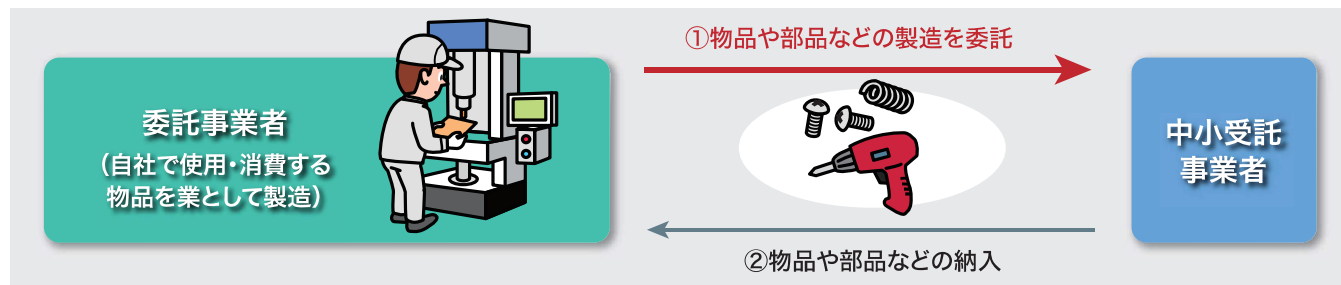


- 例**
- ・家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託する場合。
- ※他の事業者から修理を委託される場合のほか、自社工場の機械等を自ら修理している場合も含まれます。
- ・工作機械メーカーが、自社で使用する工作機械の修理に必要な部品の製造を部品メーカーに委託する場合。

製造委託【類型4】

改正により追加！

自社で使用・消費する物品を自社で製造している事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者^{（注）}に委託する場合。



例 ・自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機器メーカーが、一部の工具の製造を他の工作機械メーカーに委託する場合。

②修理委託

修理委託には次の2つのタイプ(類型1、類型2)があります(→ 部分が中小受託取引です)。

修理委託【類型1】

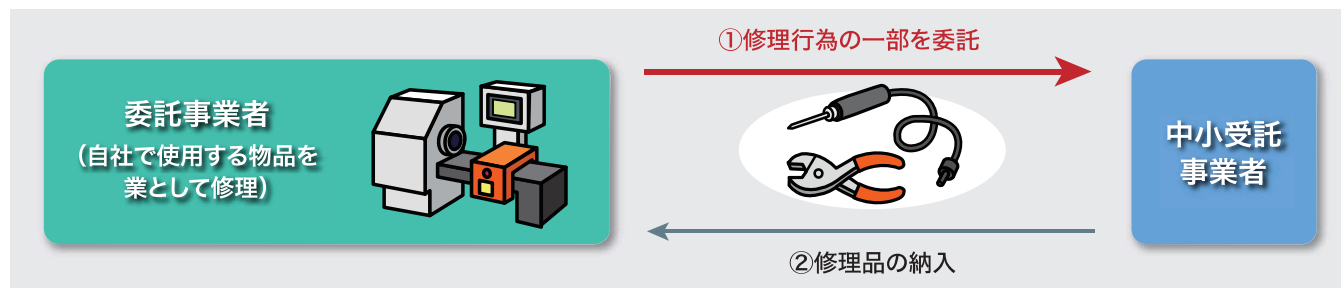
物品の修理を請け負っている事業者が、修理行為の全部又は一部を他の事業者^{（注）}に委託する場合。



例 ・自動車販売業者が、請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託する場合。

修理委託【類型2】

自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者^{（注）}に委託する場合。



例 ・自社工場の設備等を自社で修理している工業用機械メーカーが、その設備の修理作業を修理業者に委託する場合。

取適法の用語は、以下のように定義付けられています。

用語	定義
委託	物品等の規格、品質、性能等を指定して依頼することをいいます。 こうした指定のない、規格品や標準品の取引は、原則として「委託」には含まれません。
業として	事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、業務の遂行とみることができる場合を指します。

③ 情報成果物作成委託

情報成果物作成委託には次の3つのタイプ(類型1～類型3)があります(→部分が中小受託取引です。)

情報成果物とは、次のものをいいます。

- ① プログラム(例:ゲームソフト、家電製品の制御プログラムなど)
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
(例:アニメーション、ラジオ番組など)
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
(例:設計図、商品・容器のデザイン、家電製品の取扱説明書の内容など)

情報成果物作成委託【類型1】

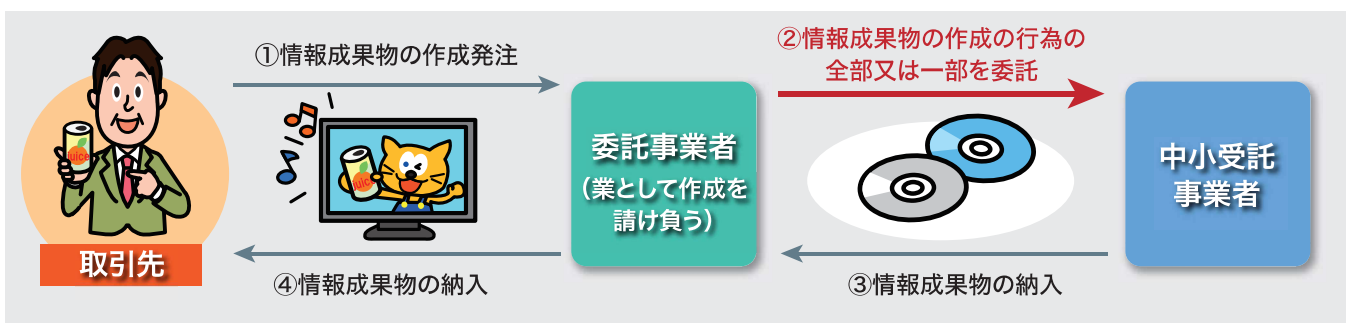
情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者_{に委託}する場合。



例 ・ソフトウェアメーカーが、ゲームソフトや汎用アプリケーションソフトの開発をソフトウェアメーカーに委託する場合。

情報成果物作成委託【類型2】

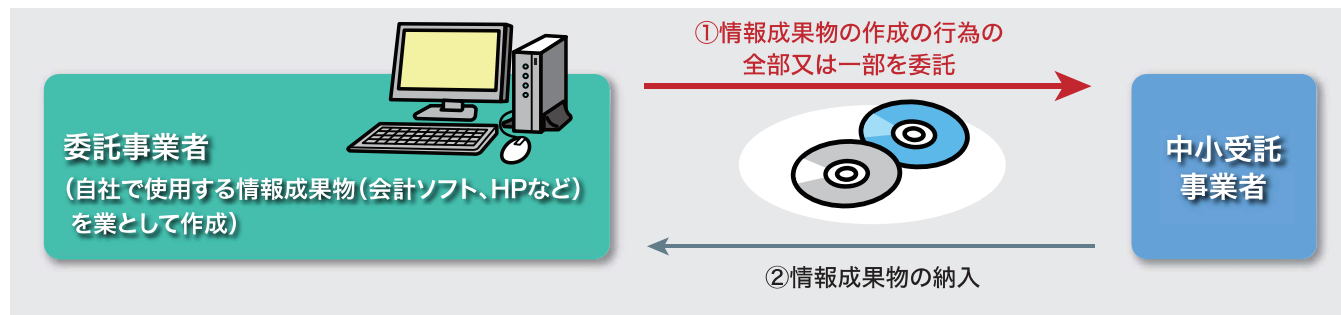
情報成果物の作成を請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者_{に委託}する場合。



例 ・広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。
・アニメーション制作業者が、製作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託する場合。
・建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託する場合。

情報成果物作成委託【類型3】

自社で使用する情報成果物を自社で作成している事業者が、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者¹に委託する場合。



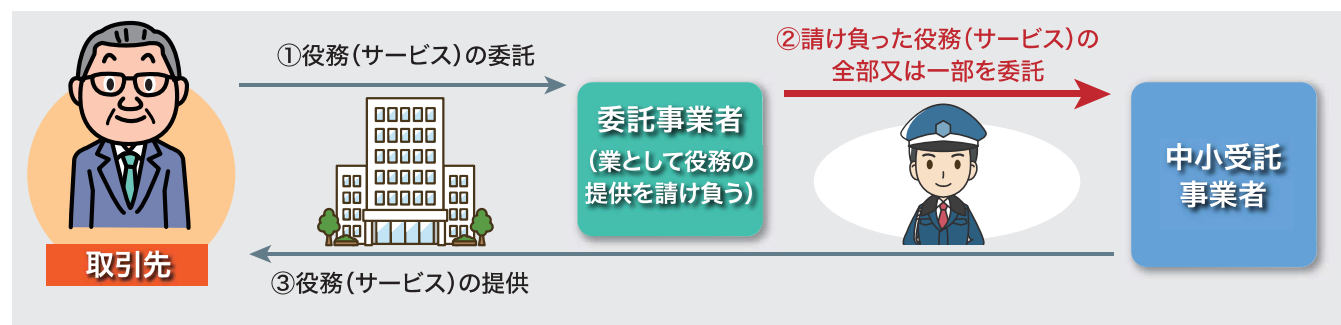
例 ・家電メーカーが、内部システム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する場合。

④ 役務提供委託

役務提供委託とは、請け負った役務の提供を再委託することをいいます(→ 部分が中小受託取引です。)

役務提供委託

役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者²に委託する場合。



例 ・ビル管理業務業者が、請け負う管理業務の一部であるビルの警備を警備業者に委託する場合。
・自動車メーカーが、販売した自動車の保証期間内のメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する場合。
・貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうち一部を他の運送事業者³に委託する場合。

役務提供委託の注意点

- ① 本法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません**。これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、請負契約の適正化等が別途図られているためです。
- ② 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、委託事業者が**自ら利用する役務は含まれません**。

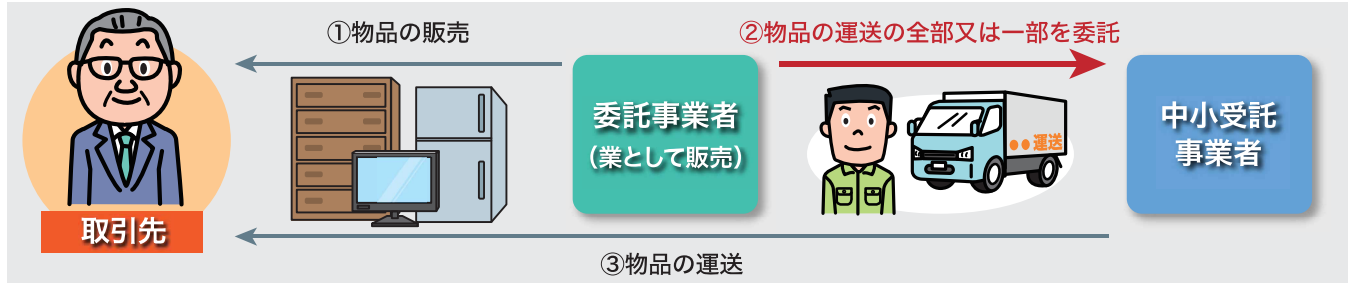
例えば、ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託する行為は取適法上の「役務提供委託」には該当しません。

⑤ 特定運送委託

特定運送委託には次の4つのタイプ(類型1～類型4)があります(→部分が中小受託取引です。)

特定運送委託【類型1】

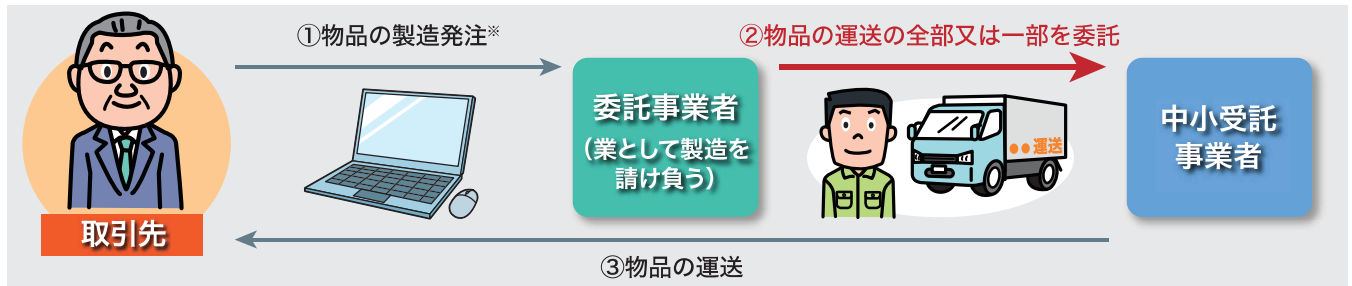
物品の販売を行っている事業者が、その物品の販売先(当該販売先が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者¹に委託する場合。



例 ・家具小売業者が、取引先に対し、販売する家具を引き渡す際に、その家具の運送を他の事業者に委託する場合。

特定運送委託【類型2】

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者¹に委託する場合。

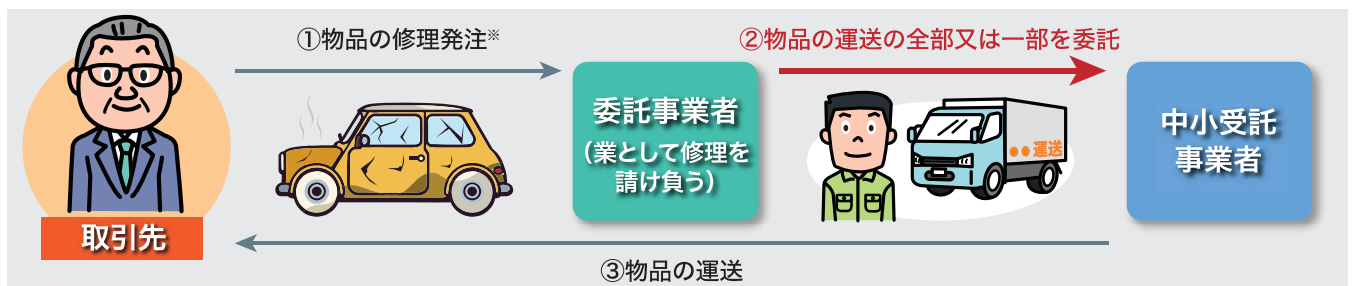


※この製造発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例 ・精密機器メーカーが、機械器具メーカーから製造を請け負い完成させた精密機器を引き渡す際に、その精密機器の運送を他の事業者に委託する場合。

特定運送委託【類型3】

物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者¹に委託する場合。

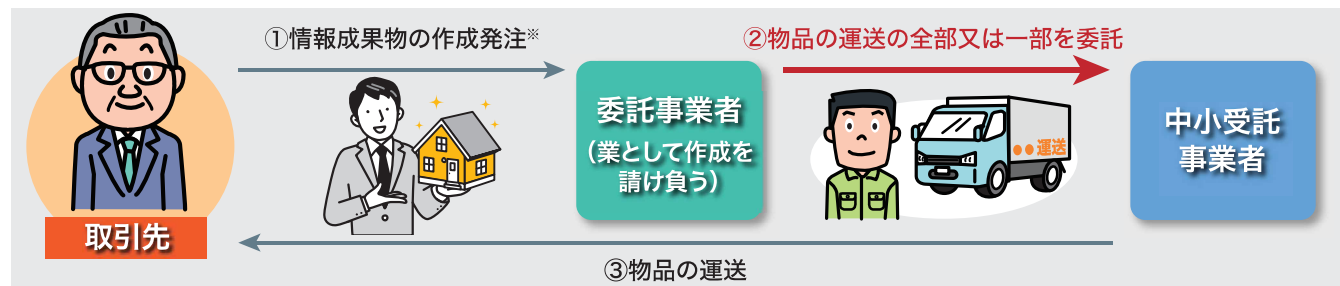


※この修理発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例 ・自動車修理業者が、自動車販売業者から修理を請け負い修理を完了させた自動車を引き渡す際に、その自動車の運送を他の事業者に委託する場合。

特定運送委託【類型4】

情報成果物の作成を請け負っている事業者が、当該情報成果物が記載されるなどした物品の作成の発注者（当該発注者が指定する者を含む。）に対する運送の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。



※この作成発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例

- ・建築設計業者が、建築業者から作成を請け負い完成させた建築模型を引き渡す際に、その建築模型の運送を他の事業者へ委託する場合。

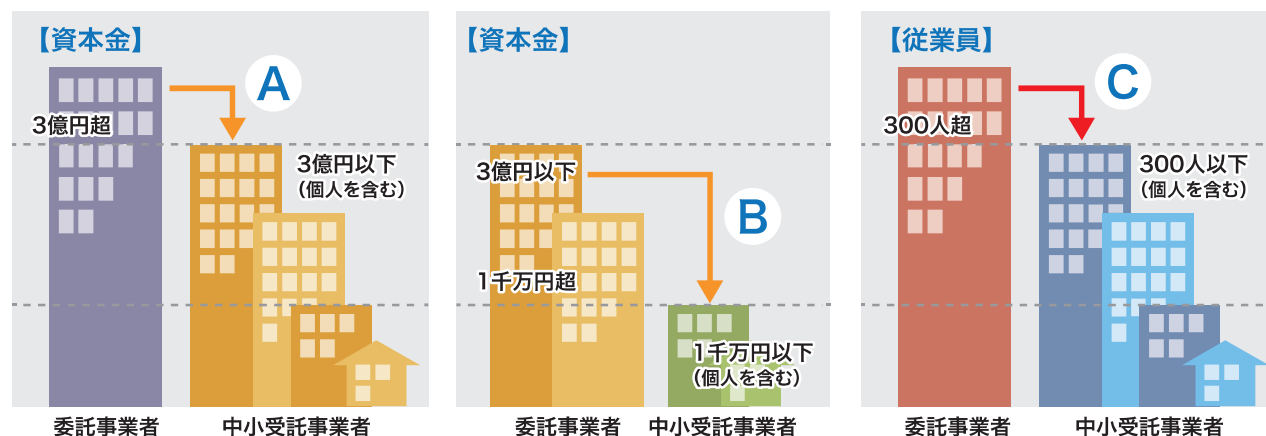
資本金区分と従業員区分

取適法では、取引を委託する事業者と受注する事業者の資本金^{※1}又は従業員^{※2}によって、「委託事業者」、「中小受託事業者」を定義しています。取引の内容に応じて規定されている資本金区分又は従業員区分(下記)のいずれかに該当する場合、その取引は中小受託取引となります。

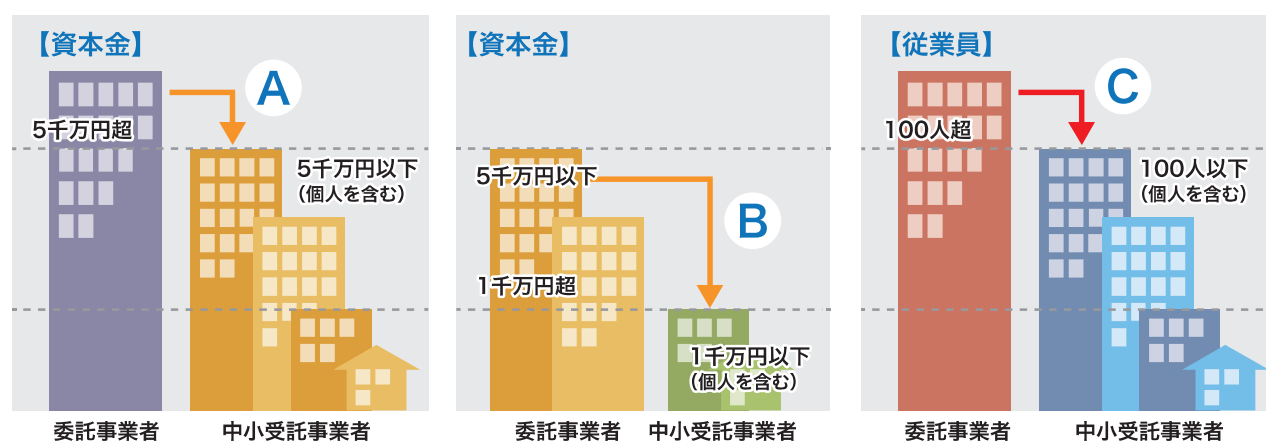
※1 資本金の額又は出資の総額

※2 常時使用する従業員の数

■ 製造委託・修理委託、情報成果物作成委託・役務提供委託^{*1}、特定運送委託



■ 情報成果物作成委託・役務提供委託^{*2}



情報成果物作成委託と製造委託を同時に行う場合の資本金区分又は従業員区分

例えば、取扱説明書の制作と印刷を併せて発注する場合、制作は「情報成果物作成委託」、印刷は「製造委託」に当たるため、それぞれの取引内容に応じた資本金区分又は従業員区分で取適法の対象になるかを判断します。ただし、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、「情報成果物作成委託」又は「製造委託」のいずれかの資本金区分又は従業員区分に該当すれば、その取引全体が取適法の対象となります。

委託事業者の義務

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には次の4つの義務が課せられています！

1. 発注内容等を明示する義務

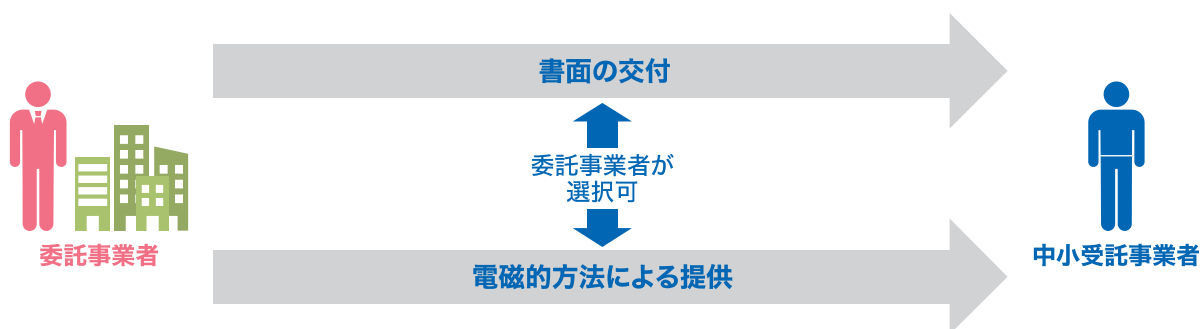
口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければなりません。

※中小受託事業者からの承諾がなくとも電磁的方法による明示が可能となります。 **改正のポイント！**

●明示する方法

明示する方法

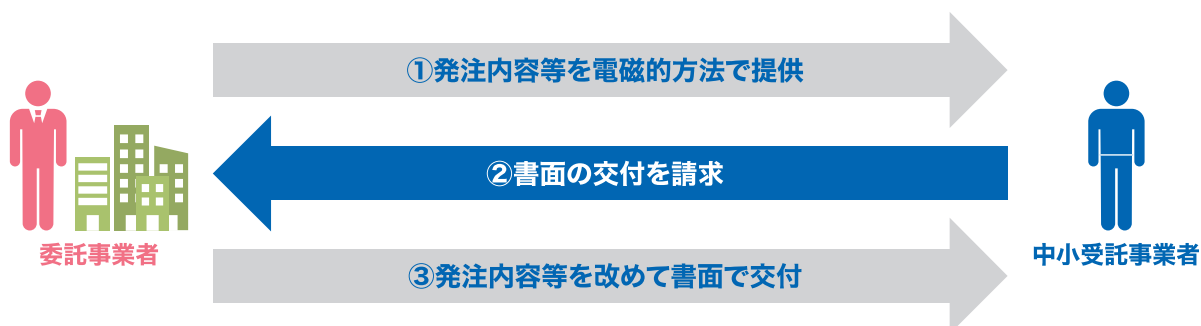
発注内容等を明示する方法は書面か電磁的方法のみが認められ、どちらの方法とするかは、委託事業者が選択できます（電話など口頭で伝えることは認められません）。



●電磁的方法により発注内容を明示した後に書面を求められた場合の対応

電磁的方法で提供した後に書面を求められた場合の対応

発注内容等を電磁的方法により明示した場合、中小受託事業者から書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付する必要があります。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はありません。



2. 取引に関する書類等を作成・保存する義務

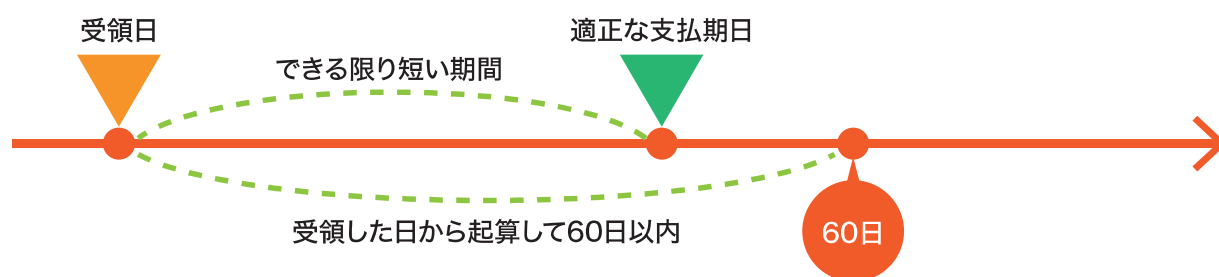
製造委託をはじめとする中小受託取引が完了した場合、委託事業者は、給付内容、製造委託等代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられています。

3. 支払期日を定める義務

委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を**受領した日から起算して60日以内**の**できる限り短い期間内**で、製造委託等代金の支払期日を定めなくてはなりません。

支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定されます。

- ア 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- イ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日



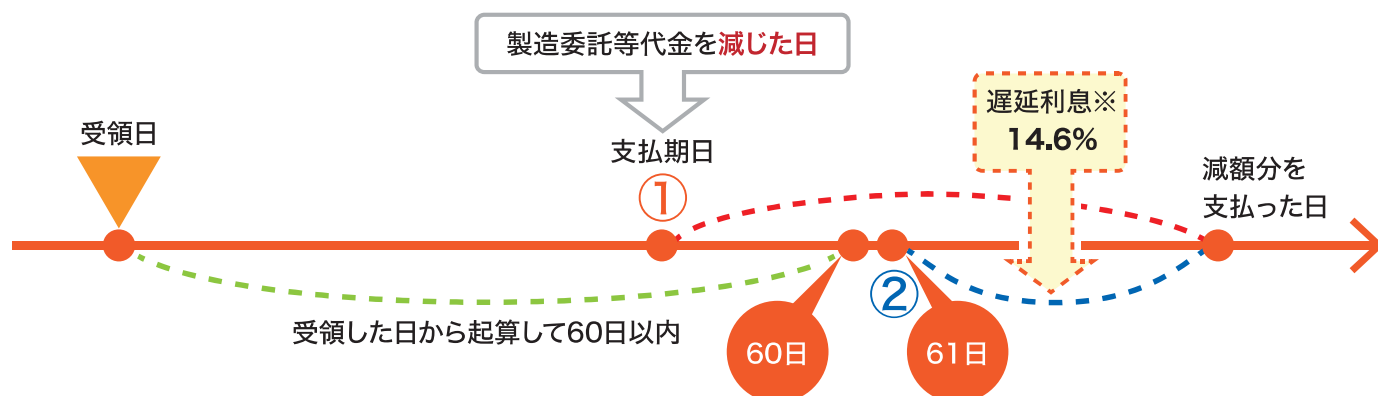
4. 遅延利息を支払う義務

委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ**中小受託事業者に対して遅延利息(年率14.6%)を支払う義務があります。**

また、委託事業者が、中小受託事業者には責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払をする日までの期間について、**減じた額に対して遅延利息を支払う義務が新たに追加**されます。この場合における遅延利息の起算日は、減額を行った日又は中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日となります。

改正のポイント!

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率(10%など)を定めていても、その約定利率は適用されません。



※製造委託等代金を減じた日(①)又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日(②)のいずれか遅い日が起算日となります。

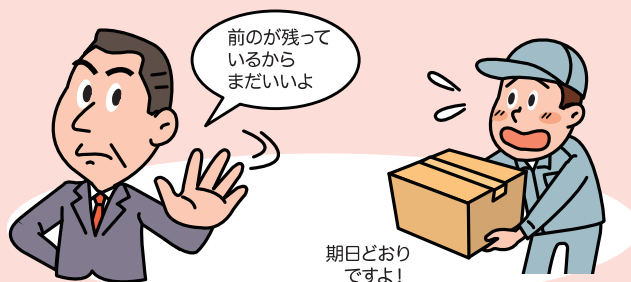
なお、②以降に減額を行った場合には、製造委託等代金を減じた日から減額に対する遅延利息が発生することとなります。

委託事業者の禁止行為

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には次の11項目の遵守事項が定められています。たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、本法に違反することになるので十分注意が必要です。

受領拒否(第5条第1項第1号)

中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否することです。発注の取消し、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に当たります。



違反行為想定事例

テレビ局



番組制作会社

中小受託事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、番組出演者の不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組の映像データを受領しなかった。

スーパー



食料品メーカー

中小受託事業者の事情を考慮せずに一方的に納期の短縮を指示し、中小受託事業者は従業員を残業させて間に合うように努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産したプライベートブランド商品を受領しなかった。

製造委託等代金の支払遅延(第5条第1項第2号)

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに製造委託等代金を支払わないことです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ支払遅延となります。

また、①手形を交付することや、②電子記録債権や一括決済方式について、支払期日までに製造委託等代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、支払遅延に該当し、禁止されます。

改正のポイント!



違反行為想定事例

ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

精密機械メーカー

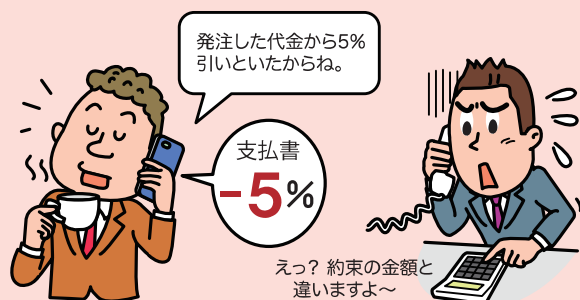


部品メーカー

中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

製造委託等代金の減額(第5条第1項第3号)

中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額することです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



違反行為想定事例

自動車メーカー



部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて製造委託等代金を支払っていた。

ゲームソフトメーカー

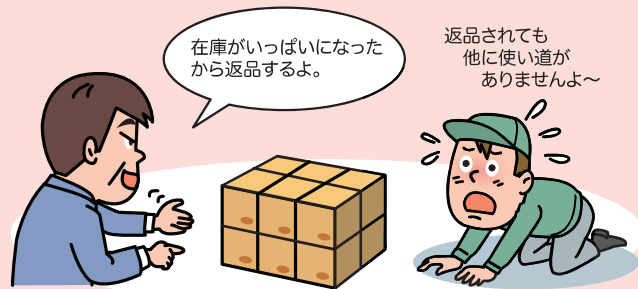


デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、製造委託等代金の額を減じていた。

返品(第5条第1項第4号)

中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することです。不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められています。



違反行為想定事例

電気機器メーカー



部品メーカー

生産計画の変更を理由に、余剰になった部品を返品していた。

広告制作会社



広告制作会社

中小受託事業者には制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由に返品していた。

買ったたき(第5条第1項第5号)

発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い製造委託等代金を不当に定めることです。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等の市価です。製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に協議の上、定める必要があります。



違反行為想定事例

家電メーカー



部品メーカー

量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

荷主

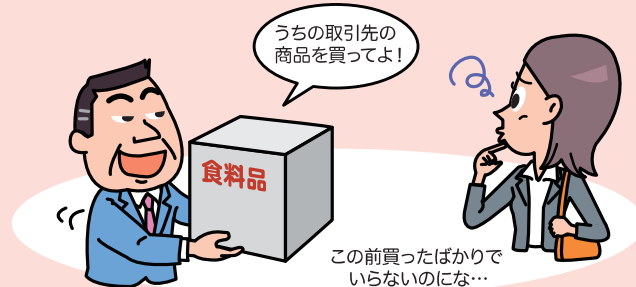


運送会社

従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

購入・利用強制(第5条第1項第6号)

中小受託事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者が指定する物(製品、原材料等)、役務(保険、リース等)を強制して購入、利用させることです。



違反行為想定事例

冠婚葬祭業者



取引先納入業者

冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等の実施を委託している中小受託事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理等の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させていた。

報復措置(第5条第1項第7号)

委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをすることです。

改正により追加!



有償支給原材料等の対価の早期決済(第5条第2項第1号)

委託事業者が有償支給する原材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせることです。



違反行為想定事例

金属メーカー



部品メーカー

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

不当な経済上の利益の提供要請(第5条第2項第2号)

委託事業者が自己のために、中小受託事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させることです。製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請が該当します。



違反行為想定事例

自動車メーカー



部品メーカー

自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与し自動車用部品の製造を委託しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等は無償で保管させていた。

荷主

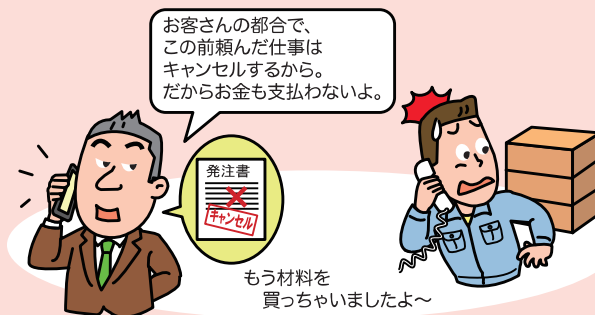


運送会社

貨物運送を委託している中小受託事業者に対し、当該中小受託事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせていた。

不当な給付内容の変更、やり直し(第5条第2項第3号)

中小受託事業者に責任がないのに発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合に、中小受託事業者が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないことです。



違反行為想定事例

荷主



運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積み込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社



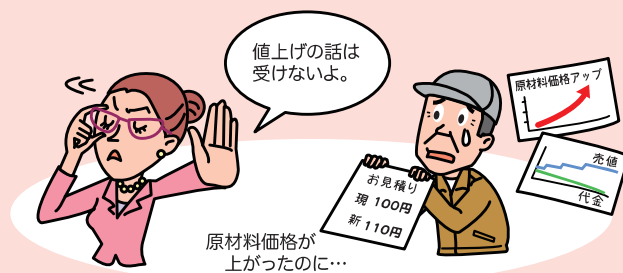
アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

協議に応じない一方的な代金決定(第5条第2項第4号)

改正により
追加!

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に製造委託等代金を決定することです。



違反行為想定事例

運送会社



運送会社

中小受託事業者が代金の額の引上げについて協議を求めたにもかかわらず、これを無視し、拒否し、又は回答を引き延ばすなどにより、協議に応じなかった。

機械メーカー



部品メーカー

委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた。

違反行為を厳しく取り締まっています。

定期調査、立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、中小受託取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、委託事業者、中小受託事業者に対する定期調査を実施しています。また、必要に応じて、委託事業者の事業所等に赴くなどして、委託事業者の保存している取引記録などの帳簿書類等を調査しています。

勧告の公表を行っています。

委託事業者が取適法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告を行っています。

また、勧告が行われた場合は、原則としてその旨を公表することとしています。

事業所管省庁による指導も行われます。 改正により追加！

勧告・公表だけでなく、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁による指導も行われます。

最高50万円の罰金が科せられます。

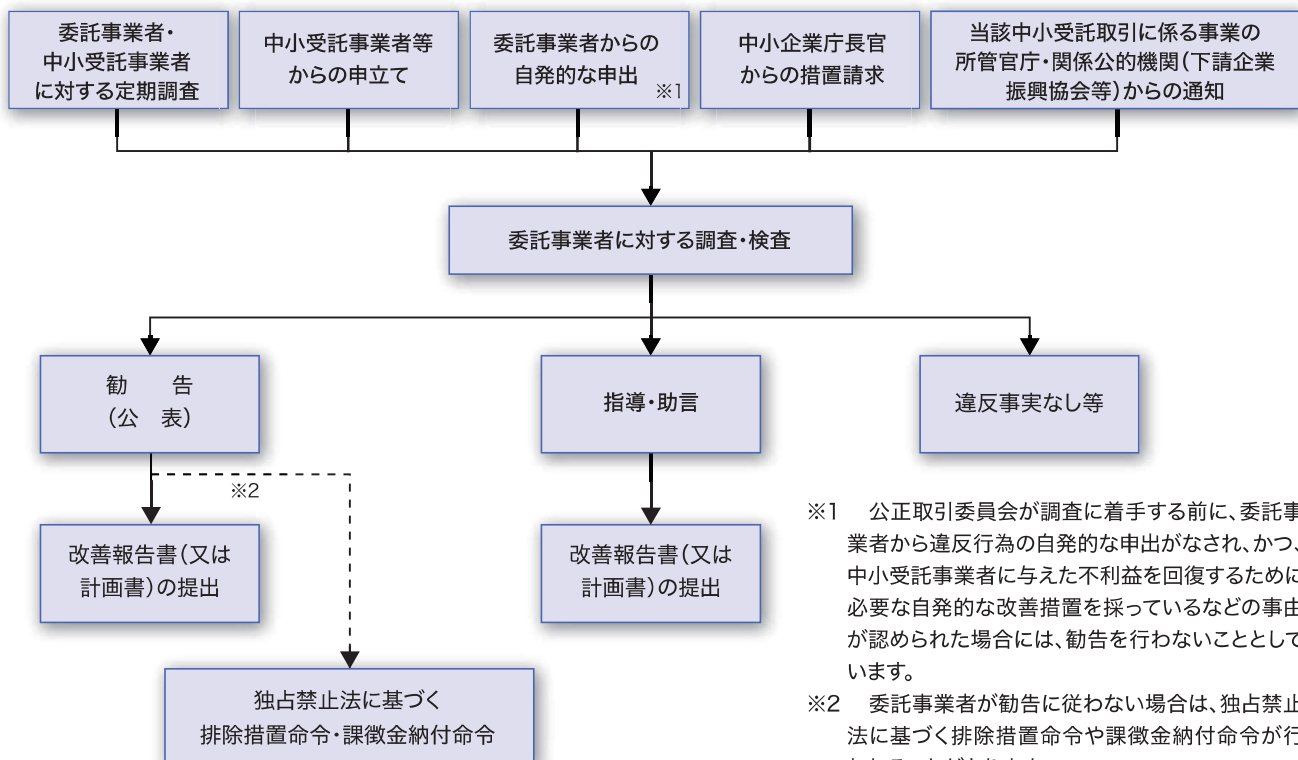
委託事業者が次のような違反行為を行った場合には、違反者である個人、そして委託事業者である法人も罰せられます。罰金の上限額は、最高50万円となっています。

- 発注内容等の書面又は電磁的方法※による明示義務違反

※ 電磁的方法により明示を行った場合には、中小受託事業者から求めがあれば書面を交付しなければなりません。

- 取引内容を記載・記録した書類又は電磁的記録の作成・保存義務違反
- 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- 立入検査の拒否、妨害、忌避

取適法事件処理フローチャート



※1 公正取引委員会が調査に着手する前に、委託事業者から違反行為の自発的な申出がなされ、かつ、中小受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められた場合には、勧告を行わないこととしています。

※2 委託事業者が勧告に従わない場合は、独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令が行われることがあります。

優越的地位の濫用

優越的地位の濫用規制(独占禁止法)は、取引上**優越した地位**にある事業者^{※1}が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などをさせることにより、**正常な商習慣**^{※2}に照らして**不当に不利益**を与えることを禁止しています。

優越的地位の濫用は3つの要素から判断されます。

優越的地位の濫用 = 優越的地位 + 正常な商慣習に照らして不当に + 濫用行為

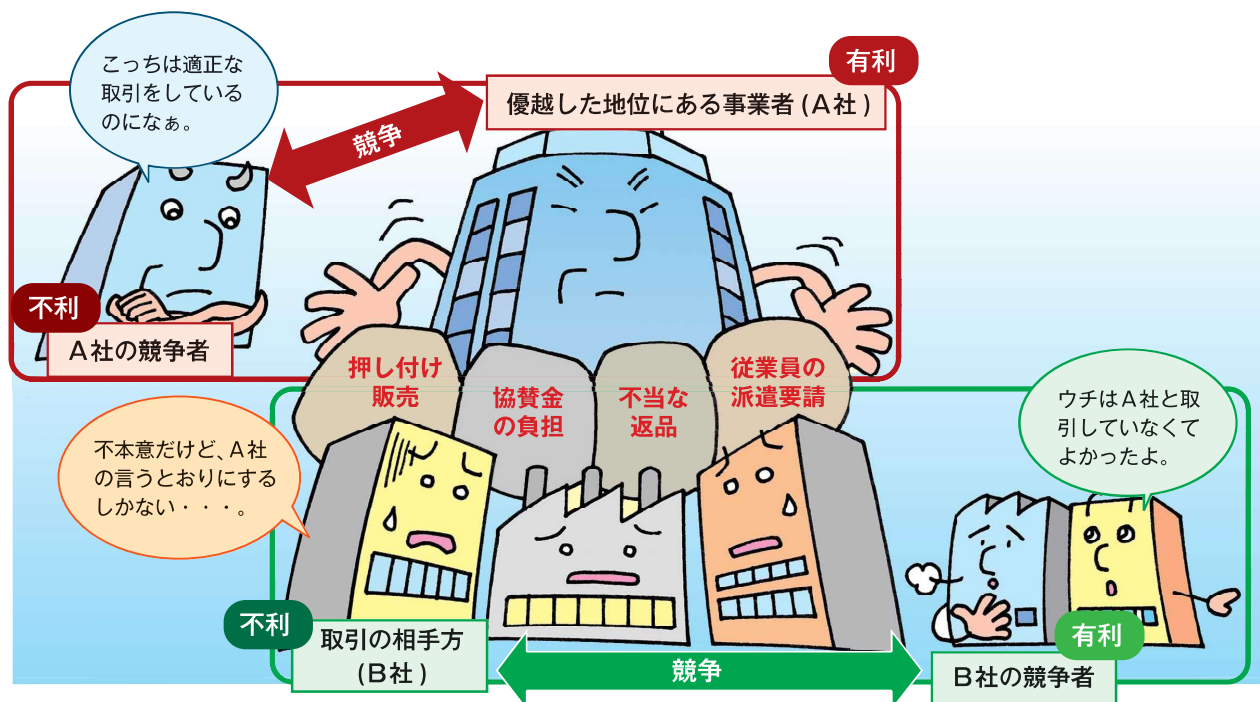
※1 地位が優越しているかどうかは、①取引の相手方の行為者に対する取引依存度、②行為者の市場における地位、③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して判断します。

※2 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

優越的地位の濫用の規制趣旨

- 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ



製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等を防止することによつて、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするとともに、中小受託事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者へ委託することをいう。

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5 この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。
一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の

結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）

二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及び第五号において同じ。）をするもの

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号及び第六号並びに次項第三号、第四号及び第六号において同じ。）をするもの

四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

五 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの（第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く。）

六 常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの（第三

号又は第四号に該当する者がそれぞれ次項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

五 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第五号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

六 常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第六号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

10 資本金の額若しくは出資の総額が千万円を超える法人又は常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成、提供又は運送の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第八項第一号、第二号又は第五号に該当する者がそれぞれ前項第一号、第二号又は第五号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第八項第三号、第四号又は第六号に該当する者がそれぞれ前項第三号、第四号又は第六号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば同項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は委託事業者と、再委託を受ける事業者は中小受託事業者とみなす。

11 この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（製造委託等代金の支払期日）

第三条 製造委託等代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託

事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 製造委託等代金の支払期日が定められなかつたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して製造委託等代金の支払期日が定められたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が、それぞれ製造委託等代金の支払期日と定められたものとみなす。

（中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第四条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により中小受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

2 委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（委託事業者の遵守事項）

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の受領を拒むこと。

二 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

四 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付を受領した後、中小受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五 中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委

託等代金の額を不当に定めること。

六 中小受託事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 委託事業者についてこの条の規定に違反する事実があると認められる場合に中小受託事業者が公正取引委員会、中小企業庁長官又はその製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下この号において「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払期日より早い時期に、支払うべき製造委託等代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

四 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

（遅延利息）

第六条 委託事業者は、製造委託等代金の支払期日までに製造委託等代金を支払わなかつたときは、中小受託事業者に対し、中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息とし

て支払わなければならない。

（書類等の作成及び保存）

第七条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付、給付の受領（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、中小受託事業者から役務の提供を受けたこと）、製造委託等代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十四条第三号において同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

（指導及び助言）

第八条 公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

（中小企業庁長官の請求）

第九条 中小企業庁長官は、委託事業者について第五条の規定に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（勧告）

第十条 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。次項及び次条において「違反委託事業者」という。）に対し、速やかにその中小受託事業者の給付を受領し、その製造委託等代金若しくはその減じた額若しくは第六条の規定による遅延利息を支払い、その給付に係る物を再び引き取り、その製造委託等代金の額を引き上げ、若しくはその購入させた物を引き取るべきこと若しくはその不利益な取扱いをやめるべきこと又はその中小受託事業者の利益を保護するための措置をとるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、違反委託事業者に対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)
第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が前条の規定による勧告をした場合において、違反委託事業者が当該勧告に従ったときに限り、当該勧告に係る行為については、適用しない。

(報告及び検査)

第十二条 公正取引委員会は、委託事業者(委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により製造委託等に関する取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。)の中小受託事業者(中小受託事業者(法人に限る。))が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、中小受託事業者(法人に限る。)の分割により当該取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、中小受託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。)に対する製造委託等に関する取引を公正にするため必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、中小受託事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、中小企業庁長官の第九条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供等)

第十三条 公正取引委員会、中小企業庁長官及び製造委託等

に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報であつて、委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引を公正にし、又は中小受託事業者の利益を保護するため特に必要であると認められるものを相互に提供することができる。

2 公正取引委員会は、この法律の施行に必要な限度で、関係行政機関の長に対し、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした委託事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して明示すべき事項を明示しなかつたとき。

二 第四条第二項の規定に違反して書面を交付しなかつたとき。

三 第七条の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

第十五条 第十二条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

Handwriting practice lines consisting of 24 horizontal dashed lines.

ご相談やご質問は、全国の相談窓口にお問い合わせ下さい。

**公正取引委員会 事務総局
経済取引局 取引部 企業取引課**

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3375(直)
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

**中小企業庁
事業環境部 取引課**

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1
TEL 03(3501)1732(直)
<https://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
TEL 011(700)2251(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
TEL 022(217)0411(直)

関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL 048(600)0325(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL 052(951)2860(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL 06(6966)6037(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
TEL 082(224)5745(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館
TEL 087(811)8564(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
TEL 092(482)5450(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0035(直)

上記の相談窓口のほか、最寄りの商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも、取適法や優越的地位の濫用等に関する相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいます。

また、中小企業庁の委託により公益財団法人全国中小企業取引振興協会が運営する「下請かけこみ寺」では、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けています。

下請かけこみ寺 相談用フリーダイヤル（通話料無料）
 **0120-418-618**

公正取引委員会は、委託事業者が自らの取適法に違反する行為を公正取引委員会に申し出た場合、一定の条件下、その行為についての勧告を行わないこととしています。詳しくはこちらを御参照ください。



委託事業者が取適法に違反すると思われる行為を行っている場合には、中小受託事業者は、行政機関へその旨の申出が可能です。申出を希望する場合には、オンラインによる申出を御利用ください。



特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の相談窓口はこちらから御確認ください。



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



(2025年6月)

下請振興法が改正されました

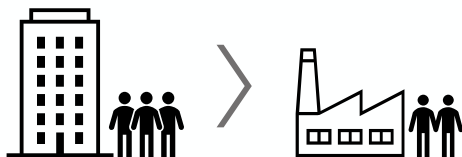
中小企業の賃上げには、サプライチェーン全体で、適切な価格転嫁・取引適正化を定着させることが重要です。



法律の適用対象が広がります！

従業員基準の追加

発注者と受注者の定義に従業員の大小関係を追加

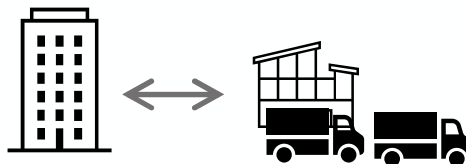


発注者 従業員が受注者より1人でも多い企業

受注者 従業員が300人以下(製造、建設、運輸等)、100人以下(サービス業)

対象取引の追加

適用対象に発荷主と運送事業者との取引を追加



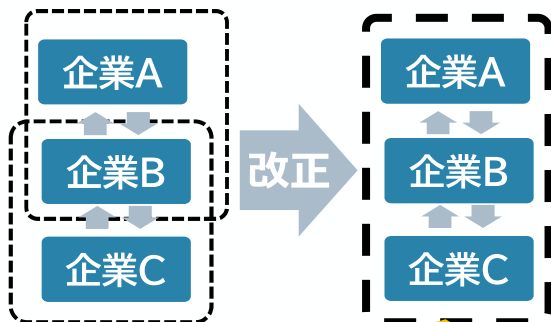
ほぼ全ての中小企業に対する取引が対象となります！

※振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者がよるべき一般的な基準として「振興基準」が定められています

多くの委託事業者が振興基準を遵守する旨宣言しています！

直接の取引がない事業者との連携も支援します！

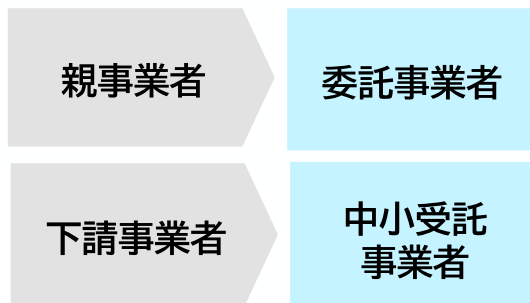
複数の取引段階にある事業者による振興事業計画を支援対象に追加



企業A・B・Cが連携する取組も支援対象に！

「下請」という用語が変わります！

時代の情勢変化に沿った用語に改正



経済産業省



中小企業庁



①取適法パンフレット



②その他の改正点

担当: 中小企業庁事業環境部取引課